

部署紹介 (行政機関及びその関連機関)

33 発達障害者支援センター

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
診断のあるなしに関わらず発達の違いや凸凹があり、学校生活や家庭生活などにおいて困っている子どもやその保護者が相談することができる。子どもが困っていることについて具体的に聞き取り、どう工夫すればいいか話し合ったり、保護者がどのように関わっていけばいいかを相談したりできる。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
地域を管轄する発達障害者支援センターに直接連絡する。
- Who** 誰が連絡をするのか
保護者が依頼する。教育機関や行政機関などから紹介する場合はセンターに連絡し、その後保護者から直接依頼してもらうようにする。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
発達障害的な特性があり、学校生活や家庭生活で困難を生じていて、保護者がどのように関わっていいか困っている、あるいは本人自身が困っている場合。
- Why** なぜ連携が必要なのか
具体的な場面での保護者の関わり方を相談できる。場合によっては学校とも連携し子どもの行動変容を促し本人の適応力を向上させ、保護者にも安心感を与えることができる。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
子どもや保護者がどんな時に、どのように困っているのか具体的に伝える。また、これまでの成長歴や療育・教育機関などでの様子や友達との関わり方についてなど。

34 少年サポートセンター(警察機関)

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
全国の都道府県警察に設置されており、少年相談【少年や保護者等の悩みや困りごとについて電話や面接等で相談に応じ指導助言を行う】、立ち直り支援【非行に走った少年や犯罪の被害にあった少年及び保護者に対して立ち直り支援を行う】、広報啓発活動【学校や地域等に対して少年の健全育成及び非行防止に関する情報発信を行う】等を行っている。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
少年サポートセンターや警察署の少年係等、また、都道府県警察において「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話やメールによる相談窓口を開設している。
- Who** 誰が連絡をするのか
非行やいじめ、虐待等の子どもに関する問題を抱えている当事者(子ども、保護者等)や関係機関関係者等で「相談・支援・連携」を望む方からの連絡を受けている。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
少年や保護者等が、「相談したい」と思ったタイミングだが、問題が深刻化する前に早期の相談が望ましい。非行も病気同様に「早期発見、早期手当」が重要。
- Why** なぜ連携が必要なのか
個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うためには学校、警察、児童相談所等の関係機関がそれぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導助言を行う必要がある。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
「子どもを取り巻く現状」や「問題行動の内容」「子どもへの今までの関わり方」「非行・いじめ・虐待内容」等を伝える。

部署紹介 (行政機関及びその関連機関)

35 生活自立支援センター

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
生活自立支援センターでは、生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困りごとを抱える方の相談支援、各機関と連携した適切な制度案内を行いながら、寄り添った支援を行う。経済的な困りごとはもとより、ご家族のことや、お仕事、家計や滞納・債務、お住まいのことなど、幅広い困りごとを受け付けている。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
お住まいの市町村の生活自立支援センターに連絡する。
- Who** 誰が連絡をするのか
誰でも連絡ができる。実際に支援を行う場合は本人の同意が必要であるため、その後本人と面談を行う必要がある。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
本人が困りごとを抱えているとき、または本人と接しているときに何らかの支援が必要だと感じたとき。
- Why** なぜ連携が必要なのか
本人の病状や状態に合う就労支援や福祉サービス、介護サービス等導入の案内、その他支援方針策定のため。また医療費、サービス費等の支払金額の把握や相談のために必要。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
誰がどのような状況で困っているのか、当事者の意向、世帯の状況、現在連携している関係機関の情報など。

36 放課後等デイサービス

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
学校に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を実施するサービス。保護者の時間を保障することや、子育ての悩み等に対する相談を行うことで、障害のある子どもをもつ保護者も支援する。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
行政の福祉窓口で障害の状況についての面談を受け、通所受給者証を取得後、ご利用したい放課後等デイサービス事業所に連絡する(事業所の一覧は行政HP等にも掲載あり)。
- Who** 誰が連絡をするのか
障害のある子どもをもつ保護者が放課後等デイサービス事業所に連絡し、サービス内容等の相談、見学を行った後に利用回数等の契約を行う。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
6歳から18歳の障害のある子どもが利用可能。子どもにコミュニケーション力、学力や社会性を身につけさせたいとき。保護者が自分の時間を確保したいとき。
- Why** なぜ連携が必要なのか
障害のある子どもが家庭や学校以外の居場所をもつ事で、親や担任教諭には表すことのできない感情を出ることができる。サービス利用中に保護者の時間を確保することができる。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
子どもの障害の内容や問題行動の特徴などをデイサービス事業者に伝える。保護者が期待するサービス内容と事業所が提供できるサービス内容の情報についても話し合う。

部署紹介 (行政機関及びその関連機関)

37 放課後児童クラブ

どのようなことを依頼できる部署なのか

What 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、小学校授業の終了後などに適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童健全育成事業を実施している。放課後児童クラブへの入所について相談できる。

どこに連絡をすればいいのか

Where 在籍する小学校区の放課後児童クラブ又は委託先の学童保育所連合会へ直接連絡する。

誰が連絡をするのか

Who 保護者が連絡する。

どのタイミングで連絡をするのか

When 保護者が労働等により、昼間家庭にいない状態で放課後等に子どもを養育することができない場合。

なぜ連携が必要なのか

Why 仕事と家庭の両立支援や保護者が安心して子育てができる環境をつくるため。

どのような情報をどのように伝えるのか

How 家庭での子どもの様子や子どもに関することで困っていることがあれば、その内容を伝える。

38 あんしん母と子の産婦人科連絡協議会(里親・特別養子縁組)

どのようなことを依頼できる部署なのか

What 妊娠が判明し、自分で育てることが困難な状況にあり、出産したら一時里親に預けるか、養子縁組をしたいと考えている場合、妊娠中から出産が終わって精神的に落ち着くまでサポートをしてくれる。

どこに連絡をすればいいのか

Where 最寄りの児童相談所又は各都道府県が認可した特別養子縁組民間あっせん団体(現在21団体)に相談する。中には産婦人科同士で連携している「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会」もある。

誰が連絡をするのか

Who ご本人もしくはご家族。また妊娠に気づいたお友達も可能。

どのタイミングで連絡をするのか

When 妊娠2週以内だと法的には妊娠中絶も可能。また子宮外妊娠や流産、前置胎盤等、異常が隠れている場合がある。受診は早いに越したことはない。受診しましょう。

なぜ連携が必要なのか

Why 赤ちゃんをご本人の命の安全のため。さらには、赤ちゃんを産んで遺棄したり殺めて大きな事件を起こすようなことにならないため。

どのような情報をどのように伝えるのか

How 本人がおかれている生活背景、親子関係、交友関係。出産しても育てられない理由。まわりにある社会的資源について情報を伝える。

部署紹介 (行政機関及びその関連機関)

39 乳児院

どのようなことを依頼できる部署なのか

What 何らかの理由により家庭養育の困難をきたした概ね0~3歳までの乳幼児に対して、保護者に代わって24時間の衣食住を含む母性的養育を提供。健康と成長発達についての専門知識を持つ保育士と、親子の心理面を支援する心理士と家庭支援専門相談員が配置されており、保護者と協力して子どもの家庭復帰を目指す。

どこに連絡をすればいいのか

Where 乳児院の利用形態は児童相談所の判断による措置入所と、保護者と乳児院による任意契約(ショートステイなど)がある。利用のための連絡先は児童相談所が良い。

誰が連絡をするのか

Who 担当者(保健師、医師など)が乳児院利用について保護者に説明し、保護者から児童相談所に連絡してもらう。子ども虐待の際には担当者が直接児童相談所に通告する。

どのタイミングで連絡をするのか

When 保護者による乳幼児の家庭養育が不十分と判断された際には、担当者から児童相談所に連絡することを促す。乳幼児虐待では虐待致死率が高いので、緊急に対応する。

なぜ連携が必要なのか

Why 乳児院は一時保護を含めた乳幼児入所に24時間対応できる施設。近年では子ども虐待が増加しており、被虐待児の治療的養育も担当できるので、重要性が高まっている。

どのような情報をどのように伝えるのか

How 乳児院は児童相談所から児童票を元にした情報提供を受けるが、医療機関や保健センター、保育園など担当者と必要に応じて関係機関会議を行い、情報共有をさせる。

40 児童養護施設

どのようなことを依頼できる部署なのか

What 保護者のいない子どもや不適切な養育環境にいる子どもなど、家庭では健全に発達することが困難と考えられる児童に対し、安全で安心できる生活環境を提供し、家族との関係を調整しつつ社会への自立を促進することを目的とした施設。施設を退所したものに対する相談や自立に必要な支援等も行う。

どこに連絡をすればいいのか

Where 児童相談所もしくは市町村子育て支援部署に電話等を用いて連絡する。児童相談所が家庭調査を行い、必要に応じて入所が決定される。児童養護施設が直接入所を決定できない。

誰が連絡をするのか

Who 児童相談所が、子どもの年齢・性別・発達状況等を評価した上で、児童養護施設に入所の打診を行い双方で協議される。

どのタイミングで連絡をするのか

When 家庭における子どもの安全・安心が保障されないと児童相談所が判断した時、子どもが明確に家庭に帰ることを拒否し合理的理由がある時、家族の養育困難感が大きい時。

なぜ連携が必要なのか

Why 子どもを不健全な環境から守り、生命に害が及ぶ危険性が軽減させるため。また安定的なアタッチメント(愛着)形成をめざし、社会における適切な対人関係を身につけるため。

どのような情報をどのように伝えるのか

How 子どもの家族構成やこれまでの養育状況、アレルギー歴等の健康上の留意点、発達の程度、コミュニケーションの能力、行動特徴、家族への思い等を伝える。

部署紹介 (行政機関及びその関連機関)

41 児童心理治療施設

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
セラピスト(心理職)とケアワーカー(指導員)が児童養護施設よりも多く、医師(小児科医または精神科医)や看護師も常勤し、原則として施設内に学校も持つ。入所または通所(現状は2週間に1回程度の施設が多い)し、共同生活の中で情緒的な回復と成長を促す。厚労省は診療所の併設も勧めるが、実際は非常勤のみの施設が多い。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
入所や通所は児童相談所が措置するので、ニーズの有りそうな子どもは児童相談所へ紹介。併設の診療所(有る場合)は運営が施設毎に異なるため、施設へ直接に問い合わせる。
- Who** 誰が連絡をするのか
入所や通所は児童相談所が施設へ連絡して協議する。併設の診療所(有る場合)については、通常の診療所と同様に保護者や関係者が連絡し、受診の可否や方法について尋ねる。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
入所は対象とする年齢が施設によって異なる(たとえば幼児、中学卒業後からの入所などを対象とする施設は少ない)ため、該当する年齢層で、児童相談所の判断で連絡される。
- Why** なぜ連携が必要なのか
それまでの生活環境から離すと共に、学校場面も含めた日常生活場面に沿って、医療領域も含む多職種が協力して情緒や行動の混乱を解決して行き、健全な育ちを取り戻すため。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
心身両面に関する既往や受診状況、心理行動面での課題、家庭状況、保護者の同意や意向の状況、行動化の程度を伝える(閉鎖構造などは持たず、激しい行動化が有ると入所できない)。

42 母子生活支援施設

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設。入所された母親と子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援する。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
居住地の福祉事務所が窓口。福祉事務所には、母子・母子家庭の相談窓口があり、相談内容をふまえ、適切なサービスや施設について説明が受けられる。母子生活支援施設の利用申し込みも、これらの相談の中で進められる。
- Who** 誰が連絡をするのか
病院であれば、医療ソーシャルワーカー(MSW)から福祉事務所と連携する。または、地域の担当保健師と連携をとり、福祉事務所を含め調整を依頼する。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
母子(ひとり親)家庭で生活することが想定されるとき。特に自立した生活に向けての支援が必要なとき。
- Why** なぜ連携が必要なのか
母子生活支援施設は、地域で生活する母子(ひとり親)への子育て相談・支援や保育機能の強化などの機能強化も図られ、DV被害者の保護から自立支援を進めるための重要な施設となっている。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
児童福祉法改正により、「母子寮」から「母子生活支援施設」に名称が改称された。その目的も「保護する」から「保護するとともに、生活を支援する」と改正されている。母子が自立して生活するために重要な社会資源として活用できることを伝える。

部署紹介 (行政機関及びその関連機関)

43 療育施設

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
運動発達、言語発達の遅れや行動面、学習面に課題のある乳幼児期及び学齢期の子どもの相談、集団療育及び就園就学先訪問支援を依頼できる。医師、心理士及び訓練士による発達、行動、学習面の評価と指導、外来個別療育及び心理相談も依頼できる。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
乳幼児健診や医療機関の担当医もしくは就園就学先または役所役場の親子教室の担当者が地域の療育施設の情報を持っている。
- Who** 誰が連絡をするのか
基本的には保護者が直接連絡。保護者の同意の上、就園就学先の先生、乳幼児健診または医療機関の担当医、保健師、心理士もしくは親子教室の先生が直接連絡も可能。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
保護者が気になった時はいつでも相談可能。乳幼児健診の担当医、医療機関の主治医から紹介された時。就園就学先または親子教室の先生から紹介された時。
- Why** なぜ連携が必要なのか
保護者が相談、助言、指導を受けることで精神的に安定し、親子関係が改善する。個々の子どもの発達課題への介入により、心身の発達を促し、問題行動を軽減することが可能。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
子どもや保護者が何に困っているのか。医師や就園就学先の先生からどのような事を指摘されたのか。当施設での相談を受けるまでに利用した相談機関または医療機関の有無を伝える。

44 市町村管轄の発達支援

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
発達に課題を持つ全ての子どもの早期発見と、早期支援に繋ぐための相談・指導・診断・検査・判定等ができるよう、設置されている。各地域の人口規模などによって異なるが、乳幼児健診の事後フォローなど、母子保健行政との連携が多くみられる。拠点施設が設置されている場合と、システムで連携されている場合がある。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
各自治体によって異なるが、母子保健を担当する部署や、児童発達支援センターに連絡する。市町村のホームページなどで、子育て関連の情報とともに掲載されていることが多い。
- Who** 誰が連絡をするのか
保護者から連絡をすることが一般的であるが、乳幼児健診の事後フォローとして医療機関等からも紹介・情報提供ができる場合もある。転居時には、ケース移管を行う場合もある。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
子どもの発達に、課題を感じたとき。保護者自ら気づきで連絡をする場合が多い。乳幼児健診で医師や保健師が指摘、または園の保育士等の気づきから紹介されるケースもある。
- Why** なぜ連携が必要なのか
子どもが生活する場所での理解が大切であるが、就園先との連携、福祉機関との連携、ライフステージを繋ぎ就学後の教育部との連携を行うことなど、行政機関の役割は大きい。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
母子手帳などを参考に、今までの発達の様子を伝える。また、行動面やコミュニケーションの問題は、集団での様子が重要になるため、就園先などの様子も伝える。

部署紹介 (行政機関及びその関連機関)

45 児童発達支援センター及び事業所

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
未就学児やその保護者を対象に、日常生活の基本動作や自立に必要な知識や技能、集団生活への適応訓練等を行うが、定員が10人程度の事業所と30人程度のセンターがある。保護者からの相談に応じ関わり方のアドバイスをしたり関係する保育園との連携を図ったりすることができるが、センターは地域の中核的な役割を果たす。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
市町村の福祉課に行き受給者証を取得することが必要。(療育は世帯の所得に応じた負担があるが、年少からは無料)
- Who** 誰が連絡をするのか
保護者が市町村に連絡し利用申請をする。その後市町村は保護者に障害児支援利用計画書の提出を依頼し、面接による聞き取り調査を経て必要に応じその内容に基づき利用開始。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
子どもが日常生活をする上で基本的な動作の獲得や集団生活への適応が難しく、専門的な療育が必要な場合。また、集団生活の場での本人・支援者への支援や助言が必要な場合。
- Why** なぜ連携が必要なのか
専門的な療育により日常生活や集団生活適応に必要なスキルを身に着けたり、所属する園や学校への支援や助言を行ったりすることで保護者に子育てへの意欲や安心感を与える。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
自宅での様子や困っていること、所属する集団生活の場で困っていることなどを具体的に伝える。

46 児童自立支援施設

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
児童養護施設よりは少し職員が多く、精神科嘱託医も配置する。非行または虞犯の子どもや環境上の理由で生活指導を要する子どもを入所もしくは通所させ、「育てる」アプローチで社会的成長と自立を促すと共に、退所後の子ども達の相談に応じて助言支援を行う。国立の男女各1施設のみ、子どもの状態に応じて閉鎖処遇も可能。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
家庭裁判所の保護処分決定による場合を除くと、入所や通所は児童相談所が措置するので、ニーズの有りそうな子どもは児童相談所へ繋ぐと、そこでの相談経過の中で検討される。
- Who** 誰が連絡をするのか
家庭裁判所での審判により送致される場合の他は、保護者や学校、警察などが児童相談所へ相談する。児童相談所は必要に応じて施設側と協議し、支援内容を検討して措置する。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
虞犯行為(家出徘徊、金銭持ち出し、暴力など)で要相談の時。他に、犯罪少年で家庭裁判所からの送致、14歳未満の触法行為(盗み、傷害など)で警察からの通告も行われる。
- Why** なぜ連携が必要なのか
環境要因の関与が大きい場合、健全な文化や生活環境の中で愛情を注がれ心身ともに育つことが必要かつ有用。一方、身体医学的な側面の評価は一般の医療機関の役割が大きい。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
児童心理治療施設と同様の内容や行動化の程度を伝える(全国58施設中、国立でない都道府県立50、政令指定都市立4、民間2は閉鎖構造を持たず、激しい行動化があると入所できない)。

執筆者一覧 (五十音順)

《連携症例集》

秋山千枝子	あきやま子どもクリニック	近藤 直司	大正大学心理社会学部臨床心理学科
家村 明子	久留米市幼児研究所	作田 亮一	獨協医科大学埼玉医療センター子どものこころ診療センター
石井 隆大	久留米大学小児科	鮫島 浩二	さめじまボンディングクリニック
井上 登生	井上小児科医院	田中 英高	OD低血圧クリニック
大西 雄一	東海大学精神科	千葉比呂美	久留米大学神経精神科
岡田あゆみ	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科小児医科学	中塚 幹也	岡山大学大学院保健学研究科
荻田 和秀	りんくう総合医療センター産婦人科	永光信一郎	久留米大学小児科
片岡弥恵子	聖路加国際大学大学院ウイメンズヘルス・助産学	中山 秀紀	久里浜医療センター
金原 洋治	かねはら小児科	平岩 幹男	Rabbit Developmental
川名 敬	日本大学産婦人科	松浦 賢長	福岡県立大学看護学部
金 泰子	大阪医科大学小児科	松岡美智子	久留米大学神経精神科
甲賀かをり	東京大学大学院 産婦人科学講座	三牧 正和	帝京大学小児科
小鳥居 望	小鳥居諫早病院	山下 洋	九州大学病院子どもこころの診療部
小柳 憲司	長崎県立こども医療福祉センター小児心療科		

《連携職種》

磯谷 俊輔	東京大学大学院 医学系研究科 公共健康医学専攻臨床疫学・経済学教室	中島 栄子	聖マリア病院リハビリテーション室
岩田 祥吾	日本外来小児科学会 園学校保健委員会委員	中島 千里	横浜市こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課
宇田 和晃	東京大学大学院 医学系研究科 公共健康医学専攻臨床疫学・経済学分野	永光信一郎	久留米大学小児科
内山 有子	東洋大学ライフデザイン学部健康スポーツ学科	濱崎 裕子	久留米大学人間健康学部総合子ども学科
大西 雄一	東海大学精神科	原田 茂喜	南浦和はらだ法律事務所
岡 明	東京大学小児科	平林 優子	信州大学医学部保健学科
片岡弥恵子	聖路加国際大学大学院ウイメンズヘルス・助産学	福山 裕夫	久留米大学文学部社会福祉学科
片岡 靖子	久留米大学文学部社会福祉学科	藤本 保	大分こども病院
片柳 章子	国立精神・神経医療研究センター認知行動療法センター	堀越 勝	国立精神・神経医療研究センター認知行動療法センター
門田 光司	久留米大学文学部社会福祉学科	増田 彰則	増田クリニック
川崎 弘	獨協医科大学埼玉医療センター 子どものこころ診療センター栄養部	松岡美智子	久留米大学神経精神科
川名 敬	日本大学産婦人科	向笠 章子	広島国際大学大学院心理科学研究科
田中 恭子	国立成育医療研究センターこころの診療部児童・思春期リエゾン診療科	山崎 知克	浜松市子どものこころの診療所
		山下 浩	さいたま市子ども家庭総合センター

《連携部署》

浅海 道子	NPO 法人 JACFA	清水 知子	久留米市子ども未来部
家村 明子	久留米市幼児研究所	高田 善信	久留米市健康福祉部生活支援課
石谷 暢男	石谷小児科医院	高宮 静男	たかみやこころのクリニック
磯本 直子	久留米市教育委員会	楯林 英晴	福岡県精神保健福祉センター
内野 俊郎	久留米大学神経精神科	堤 隆一	久留米市健康福祉部障害者福祉課
浦部富士子	久留米市保健所	永光信一郎	久留米大学小児科
大曲 仁美	久留米市子ども未来部	樋口 昭子	久留米特別支援学校
荻田 和秀	りんくう総合医療センター産婦人科	星野 崇啓	さいたま市子どものこころのクリニック
片岡弥恵子	聖路加国際大学大学院ウイメンズヘルス・助産学	増田 彰則	増田クリニック
金子 美香	こぐま学園	松岡美智子	久留米大学神経精神科
公文真由美	福岡県筑後地域発達障がい者支援センターあおぞら	向笠 理緒	久留米大学小児科
小石 誠二	川崎こども心理ケアセンターかなで	村上佳津美	堺咲花病院心身診療科
小林 建太	学びリンク株式会社	安永 智美	福岡県警察本部少年課少年健全育成室
権藤 俊介	うきは市社会福祉協議会	山崎 知克	浜松市子どものこころの診療所
酒井 陽一	久留米市子ども未来部	山下 浩	さいたま市子ども家庭総合センター
鮫島 浩二	さめじまボンディングクリニック		

発行所
学校法人 久留米大学
〒830-0011 久留米市旭町 67 久留米大学
発行者：永光 信一郎
イラスト：向野 真由美
編集協力：加藤 明子
印刷：太陽印刷有限公司

本書籍は、令和元年度厚生労働科学研究費補助金(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業(健やか次世代育成総合研究事業))「親子の心の診療を実施するための人材育成方法と診療ガイドライン・保健指導プログラムの作成に関する研究」(研究代表者 永光信一郎)によって制作されました。(2020年3月)